

令和 3 年 度

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

北海道 監 査 委 員

監 委 第 7 3 4 号

令和4年(2022年)9月2日

北海道知事 鈴木直道様

北海道監査委員 佐々木 俊 雄

北海道監査委員 稲 村 久 男

北海道監査委員 深 瀬 聡

北海道監査委員 永 山 秀 明

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

目 次

第 1	審査の対象	-----	1
第 2	審査の手続	-----	1
第 3	審査の結果及び意見	-----	1
1	実質赤字比率	-----	2
2	連結実質赤字比率	-----	2
3	実質公債費比率	-----	2
4	将来負担比率	-----	2
5	資金不足比率	-----	3
第 4	審査の内容	-----	4
1	実質赤字比率	-----	4
2	連結実質赤字比率	-----	6
3	実質公債費比率	-----	8
4	将来負担比率	-----	10
5	資金不足比率	-----	14
参 考			
1	健全化判断比率及び資金不足比率の対象	-----	16
2	令和3年度健全化判断比率の算定（イメージ図）	-----	17
3	令和2年度決算に基づく各都道府県の健全化判断比率及び資金不足比率の状況	-----	18

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和3年度北海道一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）、資金不足比率及びこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象として審査を実施した。

第2 審査の手続

この健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査は、北海道監査委員監査基準に準拠し、

- 1 法令等に照らし、提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算出過程に誤りはないか
- 2 健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているか

を主眼とし、関係部局から審査資料の提出を求め、決算書等を相互に照合するとともに、その内容について説明を徴すなどして実施した。

第3 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、前記の手続により審査した限り、重要な点において、法令等に適合し、かつ正確であると認められる。
(単位：%)

区 分		算定比率				基準（令和3年度）	
		令和3年度	令和2年度	令和元年度	増 減 (R3-R2)	早期健全化 経営健全化	財政再生
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	—	—	3.75	5.00
	連結実質赤字比率	—	—	—	—	8.75	15.00
	実質公債費比率	19.1	19.6	20.7	△0.5	25.0	35.0
	将来負担比率	304.0	325.6	326.9	△21.6	400.0	
資金不足比率	公共下水道事業会計	—	—	—	—	20.0	
	流域下水道事業会計	—	—	—	—	20.0	
	電気事業会計	—	—	—	—	20.0	
	工業用水道事業会計	—	—	—	—	20.0	
	病院事業会計	—	—	—	—	20.0	

- 注 1 実質赤字比率は、実質赤字が生じておらず算定されないため、「—」と表示した。
 2 連結実質赤字比率は、連結実質赤字が生じておらず算定されないため、「—」と表示した。
 3 資金不足比率は、資金不足額が生じておらず算定されないため、「—」と表示した。

1 実質赤字比率

実質赤字比率については、一般会計の実質収支が328億3,426万円の黒字、特別会計のうち道営住宅事業特別会計の実質収支が1億3,785万円の黒字であるため算定されず、実質黒字比率は2.35%となっている。

(※ 実質赤字比率の審査内容についてはP 4～P 5 参照)

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率については、一般会計等の実質収支が329億7,211万円の黒字、国民健康保険事業特別会計等の実質収支が59億5,208万円の黒字、公共下水道事業等の公営企業会計が123億7,628万円の資金剰余であり、総計で513億48万円の黒字であるため算定されず、連結実質黒字比率は3.66%となっている。

(※ 連結実質赤字比率の審査内容についてはP 6～P 7 参照)

3 実質公債費比率

実質公債費比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、過去3か年平均により算定することとなっており、令和2年度決算に基づく比率(H30～R2の平均)が19.6%、令和3年度決算に基づく比率(R元～R3の平均)が19.1%で、前年度に比べて0.5ポイント低下した。これは、令和3年度の標準財政規模が、前年比で448億円程度増加したこと及び元利償還金及び準元利償還金の合計額が、平成30年度に比べて312億円程度減少したことなどによるものである。

しかし、令和4年2月に北海道が公表した「実質公債費比率の推移」によると、実質公債費比率は、平成30年度決算に基づく比率から下降を続けるものの、令和5年度決算に基づく比率(R3～R5の平均)から上昇に転じ、令和7年度決算に基づく比率(R5～R7の平均)は、23.4%と高い比率になることが見込まれており、引き続き厳しい財政運営が続くことが予想される。このため、「行財政運営の基本方針」に基づく、施策や事務事業のより一層徹底した精査や取捨選択などによる歳出の削減・効率化のほか、新規道債発行の抑制に努めるなど、中長期的な公債費負担の適正化に取り組み、実質公債費比率の改善に向けた取組を推進していく必要がある。

(※ 実質公債費比率の審査内容についてはP 8～P 9 参照)

4 将来負担比率

将来負担比率については、令和2年度決算に基づく比率が325.6%、令和3年度決算に基づく比率が304.0%で、前年度に比べて21.6ポイント低下した。

北海道の将来負担比率は、都道府県平均(171.3%)を大幅に上回っており、その算定要素となる将来負担額(6兆6,236億円)については、大部分(91.4%)を道債残高(6兆568億円)が占めている。このため、今後とも、施策の見直しや事務事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底など行財政改革を一層推進し、新規道債発行の抑制を図ることが重要であり、中長期的な視点により、将来的な財政負担に十分留意した財政運営を行っていく必要がある。

(※ 将来負担比率の審査内容についてはP 10～P 13参照)

5 資金不足比率

資金不足比率については、貸借対照表上の流動負債から流動資産を差し引いた額を基本として算出されており、対象となるすべての公営企業会計において、資金不足額が生じていないため算定されず、公共下水道事業会計で5,041万円、流域下水道事業会計で1,930万円、電気事業会計で88億6,052万円、工業用水道事業会計で31億4,119万円、病院事業会計で3億487万円の資金剰余額が生じている。

しかし、公共下水道事業会計、流域下水道事業会計及び病院事業会計においては、累積欠損金が多額となっており、厳しい経営状況にあることから、それぞれ設定している数値目標の維持・確保に向けて、経営改善を図っていく必要がある。

(※ 資金不足比率の審査内容についてはP14～P15参照)

第4 審査の内容

1 実質赤字比率

(単位：%)

算定比率				基準(令和3年度)	
令和3年度	令和2年度	令和元年度	増減 (R3-R2)	早期健全化	財政再生
—	—	—	—	3.75	5.00

(1) 内容

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を示すもの

(2) 対象

一般会計		
特別会計	公債管理特別会計	就農支援資金貸付事業等特別会計
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計
	中小企業近代化資金貸付事業特別会計	林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計
	苫小牧東部地域開発出資特別会計	道営住宅事業特別会計
	石狩湾新港地域開発出資特別会計	住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計

(3) 算式等

$$\bullet \text{実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$$

* 参考 令和3年度決算に基づく標準財政規模Bにおいて、比率が基準以上となる一般会計等の実質赤字額Aの目安

早期健全化基準	財政再生基準
約524億円	約699億円

【一般会計等の実質赤字額 A】

(単位：千円)

区分	歳入総額 ア	歳出総額 イ	繰越財源 ウ	実質収支額		増減 (R3-R2)
				令和3年度 A(ア-イ-ウ)	令和2年度	
一般会計	3,523,871,937	3,482,952,944	8,084,731	32,834,262	31,737,318	1,096,944
特別会計	公債管理	400,155,425	400,155,425	0	0	0
	母子父子寡婦	1,512,236	651,335	860,901	0	0
	中小企業	1,417,893	1,258,316	159,577	0	0
	苫東	984,429	984,429	0	0	0
	石狩新港	347,778	347,778	0	0	0
	就農支援	1,665,754	574,010	1,091,744	0	0
	沿岸漁業	1,050,218	738	1,049,480	0	0
	林業木材	1,210,279	15,750	1,194,529	0	0
	道営住宅	15,514,342	15,376,492	0	137,850	73,515
住宅公社	41,859,535	41,859,535	0	0	0	0
合計	3,989,589,826	3,944,176,752	12,440,962	32,972,112	31,810,833	1,161,279

[実質赤字額] [実質赤字額]

【標準財政規模 B】

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	増減 (R3-R2)
普通交付税額	677,935,067	609,660,482	68,274,585
標準税収入額等	584,681,473	664,858,523	△80,177,050
臨時財政対策債発行可能額	135,798,089	79,133,198	56,664,891
合 計	1,398,414,629	1,353,652,203	44,762,426

【実質赤字比率 A/B】

(単位：千円)

区 分	実質赤字額 [実質黒字額] A	標準財政規模 B	実質赤字比率 (%) A/B	参 考 (実質黒字比率 %)
令和 3 年度	0 [32,972,112]	1,398,414,629	—	2.35
令和 2 年度	0 [31,810,833]	1,353,652,203	—	2.35
増 減 (R3-R2)	0 [1,161,279]	44,762,426	—	0.00

2 連結実質赤字比率

(単位：％)

算定比率				基準(令和3年度)	
令和3年度	令和2年度	令和元年度	増減 (R3-R2)	早期健全化	財政再生
—	—	—	—	8.75	15.00

(1) 内容

道の全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率を示すもの

(2) 対象

「1 実質赤字比率」の対象となった一般会計等に、次の会計を加えたもの

公営事業会計に 属する特別会計	法適用	国民健康保険事業特別会計	公営企業 会計	法適用	電気事業会計
		地方競馬特別会計			工業用水道事業会計
公営企業 会計	法適用	公共下水道事業会計	会 計	法適用	病院事業会計
		流域下水道事業会計			

(3) 算式等

$$\bullet \text{連結実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$$

$$\bullet \text{全会計の連結実質赤字額 A} = \begin{array}{l} \text{一般会計等の実質赤字額} \quad \text{A1} \\ + \text{公営事業会計に属する特別会計の実質赤字額} \quad \text{A2} \\ + \text{公営企業会計(法適用)の資金不足額} \quad \text{A3} \\ + \text{公営企業会計(法非適)の資金不足額} \quad \text{A4} \end{array}$$

* 参考 令和3年度決算に基づく標準財政規模Bにおいて、比率が基準以上となる全会計の連結実質赤字額Aの目安

早期健全化基準	財政再生基準
約1,224億円	約2,098億円

【一般会計等の実質赤字額 A1】

(単位：千円)

区分	歳入総額 ア	歳出総額 イ	繰越財源 ウ	実質収支額		増減 (R3-R2)
				令和3年度 A1(ア-イ-ウ)	令和2年度	
一般会計	3,523,871,937	3,482,952,944	8,084,731	32,834,262	31,737,318	1,096,944
特別 会計	公債管理	400,155,425	400,155,425	0	0	0
	母子父子寡婦	1,512,236	651,335	860,901	0	0
	中小企業	1,417,893	1,258,316	159,577	0	0
	苫東	984,429	984,429	0	0	0
	石狩新港	347,778	347,778	0	0	0
	就農支援	1,665,754	574,010	1,091,744	0	0
	沿岸漁業	1,050,218	738	1,049,480	0	0
	林業木材	1,210,279	15,750	1,194,529	0	0
	道営住宅	15,514,342	15,376,492	0	137,850	73,515
住宅公社	41,859,535	41,859,535	0	0	0	0
合計	3,989,589,826	3,944,176,752	12,440,962	32,972,112	31,810,833	1,161,279

[実質黒字額] [実質黒字額]

【公営事業会計に属する特別会計の実質赤字額 A2】

(単位：千円)

区 分	歳入総額 ア	歳出総額 イ	繰越財源 ウ	実質収支額		増 減 (R3-R2)
				令和3年度 A2(ア-イ-ウ)	令和2年度	
国 保	519,726,122	513,931,574	0	5,794,548	17,827,902	△12,033,354
地方競馬	54,561,871	54,404,336	0	157,535	92,849	64,686
合 計	574,287,993	568,335,910	0	5,952,083	17,920,751	△11,968,668

[実質黒字額] [実質黒字額]

【公営企業会計（法適用）の資金不足額 A3】

(単位：千円)

区 分	流動資産等 ア	流動負債等 イ	算入道債 ウ	解消可能 資金不足 額 エ	資金収支額		増 減 (R3-R2)	参 考 (R3 損益計算書 当年度純損益)
					令和3年度 A3(ア-イ-ウ+エ)	令和2年度		
公 共	981,502	931,097	0	0	50,405	40,920	9,485	△278,550
流 域	1,562,487	1,543,191	0	0	19,296	21,415	△ 2,119	△185,714
電 気	9,499,687	639,168	0	0	8,860,519	7,683,553	1,176,966	3,038,926
工 水	3,436,973	295,784	0	0	3,141,189	3,314,055	△172,866	102,028
病 院	3,181,538	2,628,399	248,265	0	304,874	317,017	△ 12,143	△207,892
合 計	18,662,187	6,037,639	248,265	0	12,376,283	11,376,960	999,323	2,476,798

[資金剰余額] [資金剰余額]

【全会計の連結実質赤字額 A】

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減 (R3-R2)
一般会計等の実質赤字額 A1	32,972,112	31,810,833	1,161,279
公営事業会計に属する特別会計の実質赤字額 A2	5,952,083	17,920,751	△11,968,668
公営企業会計（法適用）の資金不足額 A3	12,376,283	11,376,960	999,323
公営企業会計（法非適）の資金不足額 A4	0	0	
合 計 A(A1+A2+A3+A4)	51,300,478	61,108,544	△ 9,808,066

[連結実質黒字額] [連結実質黒字額]

【標準財政規模 B】

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減 (R3-R2)
普通交付税額	677,935,067	609,660,482	68,274,585
標準税収入額等	584,681,473	664,858,523	△ 80,177,050
臨時財政対策債発行可能額	135,798,089	79,133,198	56,664,891
合 計	1,398,414,629	1,353,652,203	44,762,426

【連結実質赤字比率 A/B】

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減 (R3-R2)	参考 (連結実質赤字比率 %)	
連結実質赤字額 A [連結実質黒字額]	0 [51,300,478]	0 [61,108,544]	0 [△9,808,066]	R3	3.66
標準財政規模 B	1,398,414,629	1,353,652,203	44,762,426	R2	4.51
連結実質赤字比率(%) A/B	—	—	—	増 減 (R3-R2)	△ 0.85

3 実質公債費比率

(単位：％)

算定比率				基準（令和3年度）	
令和3年度	令和2年度	令和元年度	増減 (R3-R2)	早期健全化	財政再生
19.1	19.6	20.7	△0.5	25.0	35.0

(1) 内容

道の全会計・一部事務組合を対象として、一般会計等が負担する元利償還金・準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する割合を示すもの（3か年平均）

(2) 対象

「2 連結実質赤字比率」の対象となった道の全会計に、次の一部事務組合を加えたもの

石狩東部広域水道企業団	苫小牧港管理組合
石狩西部広域水道企業団	石狩湾新港管理組合

(3) 算式等

$$\text{●実質公債費比率（％）（3か年平均）} = \frac{\text{元利償還金 A} + \text{準元利償還金 B} - \text{基準財政需要額算入額 C}}{\text{標準財政規模 D} - \text{基準財政需要額算入額 C}}$$

* 参考 令和3年度決算に基づく基準財政需要額算入額C、標準財政規模Dにおいて、単年度の比率が基準以上となる元利償還金Aと準元利償還金Bの合計額の目安

早期健全化基準	財政再生基準
約5,080億円	約6,267億円

【元利償還金 A】

(単位：千円)

区分	公債費 ア	繰上償還・ 借換債分 イ	満期一括 元金分 ウ	特定財源等 エ	元利償還金 A(ア+イ+ウ+エ)	前年度からの 変動額
平成30年度	729,948,226	136,385,574	340,000,000	6,624,156	246,938,496	—
令和元年度	768,023,199	150,115,416	364,069,100	7,601,550	246,237,133	△ 701,363
令和2年度	716,438,056	135,791,290	345,000,000	4,739,665	230,907,101	△15,330,032
令和3年度	615,707,478	120,814,959	260,000,000	5,754,165	229,138,354	△ 1,768,747

【準元利償還金 B】

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
積立不足額考慮算定額 ア	75,932,329	67,246,828	72,114,949	61,138,054
満期一括元金相当分 イ	124,690,549	126,992,969	128,173,693	131,682,585
公営企業債分 ウ	2,884,177	2,872,913	2,987,616	2,931,458
一部事務組合分 エ	959,210	766,071	735,579	613,566
債務負担行為分 オ	10,837,918	8,622,382	6,819,777	5,561,122
一時借入金利子 カ	3,819	1,538	19,885	26,372
準元利償還金 B (ア+イ+ウ+エ+オ+カ)	215,308,002	206,502,701	210,851,499	201,953,157
前年度からの変動額	—	△ 8,805,301	4,348,798	△ 8,898,342

【基準財政需要額算入額 C】

(単位：千円)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
災害復旧費 等に係る分	元利償還金	211,633,706	206,194,851	199,522,171	188,567,603
	準元利償還金	712,579	614,464	496,274	377,126
事業費補正 に係る分	元利償還金	23,780,468	23,154,710	21,149,405	19,520,787
	準元利償還金	2,484,096	2,202,351	2,018,697	1,951,229
密度補正に 係る分	元利償還金	78,578	78,563	80,192	80,004
	準元利償還金	628,589	628,574	641,505	640,014
合 計		239,318,016	232,873,513	223,908,244	211,136,763
前年度からの変動額		—	△ 6,444,503	△ 8,965,269	△ 12,771,481

【標準財政規模 D】

(単位：千円)

区 分	普通交付税額 ア	標準税収入額等 イ	臨時財政対策債 発行可能額 ウ	標準財政規模 D(ア+イ+ウ)	前年度からの 変 動 額
平成30年度	601,661,275	644,700,838	105,891,843	1,352,253,956	—
令和元年度	601,742,188	656,473,055	86,395,950	1,344,611,193	△ 7,642,763
令和2年度	609,660,482	664,858,523	79,133,198	1,353,652,203	9,041,010
令和3年度	677,935,067	584,681,473	135,798,089	1,398,414,629	44,762,426

【実質公債費比率 (A+B-C)/(D-C)】

(単位：千円)

区 分	平成30年度 ア	令和元年度 イ	令和2年度 ウ	令和3年度 エ	差 引 (エ-ア)
元利償還金 A	246,938,496	246,237,133	230,907,101	229,138,354	△17,800,142
準元利償還金 B	215,308,002	206,502,701	210,851,499	201,953,157	△13,354,845
基準財政需要額 算入額 C	239,318,016	232,873,513	223,908,244	211,136,763	△28,181,253
計 E(A+B-C)	222,928,482	219,866,321	217,850,356	219,954,748	△ 2,973,734
標準財政規模 D	1,352,253,945	1,344,611,193	1,353,652,203	1,398,414,629	46,160,684
基準財政需要額 算入額 C	239,318,016	232,873,513	223,908,244	211,136,763	△28,181,253
計 F(D-C)	1,112,935,929	1,111,737,680	1,129,743,959	1,187,277,866	74,341,937
実質公債費比率 (単年度) E/F	20.03067 %	19.77682 %	19.28316 %	18.52597 %	△ 1.50470
前年度からの 変動	—	△ 0.25385	△ 0.49366	△ 0.75719	—
実質公債費比率 (3か年平均)	令和2年度比率：19.6 % (H30・R元・R2の3か年平均)			令和3年度比率：19.1 % (R元・R2・R3の3か年平均)	

4 将来負担比率

(単位：％)

算定比率				基準（令和3年度）	
令和3年度	令和2年度	令和元年度	増減 (R3-R2)	早期健全化	財政再生
304.0	325.6	326.9	△21.6	400.0	

(1) 内容

道の全会計・一部事務組合・土地開発公社・第三セクター等を対象として、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率を示すもの

(2) 対象

「3 実質公債費比率」の対象となった道の全会計・一部事務組合に、次の土地開発公社・第三セクター等を加えたもの

北海道土地開発公社		
第三 セクター等	(公財) 北海道中小企業総合支援センター	(公財) 北海道農業公社
	道南いさりび鉄道(株)	(公社) 北海道私学振興基金協会
	(一財) 北海道勤労者信用基金協会	北海道信用保証協会
	北海道住宅供給公社	

(3) 算式等

$$\bullet \text{ 将来負担比率 (\%)} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能財源等 B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{基準財政需要額算入額 D}}$$

$$\bullet \text{ 将来負担額 A} = \begin{array}{ll} \text{道債の現在高} & \text{A1} \\ + \text{債務負担行為に基づく支出予定額} & \text{A2} \\ + \text{公営企業債等繰入見込額} & \text{A3} \\ + \text{一部事務組合負担等見込額} & \text{A4} \\ + \text{退職手当負担見込額} & \text{A5} \\ + \text{設立法人の負債額等負担見込額} & \text{A6} \end{array}$$

* 参考 令和3年度決算に基づく充当可能財源等B、標準財政規模C、基準財政需要額算入額Dにおいて、比率が基準以上となる将来負担額Aの目安

早期健全化基準	財政再生基準
約7兆7,631億円	

【道債の現在高 A1】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和2年度	増減 (R3-R2)	
一般会計	5,965,189,826	5,932,995,709	32,194,117	
特別 会計	母子父子寡婦	6,992,153	7,090,153	△ 98,000
	中小企業	8,030,560	8,008,146	22,414
	苫東	10,091,000	10,091,000	0
	石狩新港	8,136,712	8,136,712	0
	就農支援	1,850,863	2,222,864	△ 372,001
	道営住宅	56,537,533	57,361,826	△ 824,293
合計	6,056,828,647	6,025,906,410	30,922,237	

【債務負担行為に基づく支出予定額 A2】

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	増減 (R3-R2)
P F I 事業に係る分	453,400	481,944	△ 28,544
国営土地改良事業に係る分	4,342,471	6,136,525	△ 1,794,054
森林総合研究所等が行う事業に係る分	318,788	437,438	△ 118,650
地方公務員等共済組合に係る分	9,895,351	11,764,873	△ 1,869,522
依頼土地の買い戻しに係る分	15,060,299	15,359,981	△ 299,682
上記に準じる債務負担行為に係る分	0	0	0
合 計	30,070,309	34,180,761	△ 4,110,452

【公営企業債等繰入見込額 A3】

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	増減 (R3-R2)
公共下水道事業会計	1,648,564	1,660,498	△ 11,934
流域下水道事業会計	16,392,072	17,137,571	△ 745,499
電気事業会計	0	0	0
工業用水道事業会計	3,004,660	3,331,820	△ 327,160
病院事業会計	13,929,316	15,006,717	△ 1,077,401
合 計	34,974,612	37,136,606	△ 2,161,994

【一部事務組合負担等見込額 A4】

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	増減 (R3-R2)
苫小牧港管理組合	6,618,379	6,479,292	139,087
石狩湾新港管理組合	2,475,966	2,714,056	△ 238,090
合 計	9,094,345	9,193,348	△ 99,003

【退職手当負担見込額 A5】

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	増減 (R3-R2)	
一般職に係る分	基本額	416,691,083	421,507,277	△ 4,816,194
	調整額	53,487,612	48,999,522	4,488,090
特別職に係る分	55,978	32,215	23,763	
合 計	470,234,673	470,539,014	△ 304,341	

【設立法人の負債額等負担見込額 A6】

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	増減 (R3-R2)
北海道土地開発公社	9,443,738	9,304,135	139,603
北海道中小企業総合支援センター	10,706	28,581	△ 17,875
北海道農業公社	5,375,565	5,666,755	△ 291,190
道南いさりび鉄道	312,298	390,373	△ 78,075
北海道私学振興基金協会	363,200	367,800	△ 4,600
北海道信用保証協会	1,148,056	4,685,901	△ 3,537,845
北海道勤労者信用基金協会	0	2,468	△ 2,468
北海道住宅供給公社	5,753,100	6,207,900	△ 454,800
合 計	22,406,663	26,653,913	△ 4,247,250

【将来負担額 A】

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	増減 (R3-R2)
道債の現在高 A1	6,056,828,647	6,025,906,410	30,922,237
債務負担行為に基づく支出予定額A2	30,070,309	34,180,761	△ 4,110,452
公営企業債等繰入見込額 A3	34,974,612	37,136,606	△ 2,161,994
一部事務組合負担等見込額 A4	9,094,345	9,193,348	△ 99,003
退職手当負担見込額 A5	470,234,673	470,539,014	△ 304,341
設立法人の負債額等負担見込額 A6	22,406,663	26,653,913	△ 4,247,250
合 計 A(A1+A2+A3+A4+A5+A6)	6,623,609,249	6,603,610,052	19,999,197

【充当可能財源等 B】

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	増減 (R3-R2)
充当可能基金	304,726,205	192,610,120	112,116,085
充当可能特定財源	80,029,348	87,955,554	△ 7,926,206
基準財政需要額算入見込額	2,629,203,068	2,643,575,248	△ 14,372,180
合 計	3,013,958,621	2,924,140,922	89,817,699

【標準財政規模 C】

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	増減 (R3-R2)
普通交付税額	677,935,067	609,660,482	68,274,585
標準税収入額等	584,681,473	664,858,523	△80,177,050
臨時財政対策債発行可能額	135,798,089	79,133,198	56,664,891
合 計	1,398,414,629	1,353,652,203	44,762,426

【基準財政需要額算入額 D】

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	増減 (R3-R2)	
災害復旧費 等に係る分	元利償還金	188,567,603	199,522,171	△10,954,568
	準元利償還金	377,126	496,274	△ 119,148
事業費補正 に係る分	元利償還金	19,520,787	21,149,405	△ 1,628,618
	準元利償還金	1,951,229	2,018,697	△ 67,468
密度補正に 係る分	元利償還金	80,004	80,192	△ 188
	準元利償還金	640,014	641,505	△ 1,491
合 計	211,136,763	223,908,244	△12,771,481	

【将来負担比率 (A-B)/(C-D)】

(単位：千円)

区 分		令和 3 年度	令和 2 年度	増減 (R3-R2)
将来負担額	A	6,623,609,249	6,603,610,052	19,999,197
充当可能財源等	B	3,013,958,621	2,924,140,922	89,817,699
計	E(A-B)	3,609,650,628	3,679,469,130	△69,818,502
標準財政規模	C	1,398,414,629	1,353,652,203	44,762,426
基準財政需要額算入額	D	211,136,763	223,908,244	△12,771,481
計	F(C-D)	1,187,277,866	1,129,743,959	57,533,907
将来負担比率	E/F	304.0 %	325.6 %	△ 21.6

5 資金不足比率

(単位：%)

区分	算定比率				基準（令和3年度）	
	令和3年度	令和2年度	令和元年度	増減 (R3-R2)	経営健全化	財政再生
法	公共下水道事業会計	-	-	-	20.0	
	流域下水道事業会計	-	-	-	20.0	
適	電気事業会計	-	-	-	20.0	
	工業用水道事業会計	-	-	-	20.0	
用	病院事業会計	-	-	-	20.0	

(1) 内容

公営企業会計（法適用）を対象として、各公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率を示すもの

(2) 対象

公営企業会計	法適用	公共下水道事業会計	公営企業会計	法適用	電気事業会計
		流域下水道事業会計			工業用水道事業会計
					病院事業会計

(3) 算式等

● 資金不足比率 (%) = $\frac{\text{資金不足額 A}}{\text{事業規模 B}}$

* 参考 令和3年度決算に基づく事業規模Bにおいて、比率が基準以上となる資金不足額Aの目安

区分	経営健全化基準	財政再生基準
公共下水道事業会計	約 1 億円	
流域下水道事業会計	-	
電気事業会計	約 1 1 億円	
工業用水道事業会計	約 4 億円	
病院事業会計	約 1 5 億円	

【資金不足額 A】

(単位：千円)

区分	流動資産 歳入額等 ア	流動負債 歳出額等 イ	算入道債 ウ	解消可能 資金不足額 エ	資金収支額		増減 (R3-R2)
					令和3年度 A(ア-イ-ウ+エ)	令和2年度	
公共	981,502	931,097	0	0	50,405	40,920	9,485
流域	1,562,487	1,543,191	0	0	19,296	21,415	△ 2,119
電気	9,499,687	639,168	0	0	8,860,519	7,683,553	1,176,966
工水	3,436,973	295,784	0	0	3,141,189	3,314,055	△172,866
病院	3,181,538	2,628,399	248,265	0	304,874	317,017	△ 12,143

[資金剰余額] [資金剰余額]

【事業規模 B】

(単位：千円)

区 分	営業収益 了	受託工事収益 イ	事業規模		増 減 (R3-R2)
			令和 3 年度 B(7-イ)	令和 2 年度	
公 共	327,085	0	327,085	316,755	10,330
流 域	0	0	0	0	0
電 気	5,465,560	0	5,465,560	4,595,675	869,885
工 水	1,802,715	0	1,802,715	1,799,231	3,484
病 院	7,463,120	0	7,463,120	7,389,658	73,462

【資金不足比率 A/B】

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度			令和 2 年度	参考 (資金剰余比率 %)		
	資金不足額 [資金剰余额] A	事業規模 B	資金不足比率 (%) A/B	資金不足 比率 (%)	令 和 3 年度	令 和 2 年度	増 減 (R3-R2)
公 共	0 [50,405]	327,085	—	—	15.4	12.9	2.5
流 域	0 [19,296]	0	—	—	—	—	—
電 気	0 [8,860,519]	5,465,560	—	—	162.1	167.2	△ 5.1
工 水	0 [3,141,189]	1,802,715	—	—	174.2	184.2	△ 10.0
病 院	0 [304,874]	7,463,120	—	—	4.1	4.3	△ 0.2

参 考

1 健全化判断比率及び資金不足比率の対象

一般会計等	一 般 会 計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	公債管理特別会計				
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計				
		中小企業近代化資金貸付事業特別会計				
		苫小牧東部地域開発出資特別会計				
		石狩湾新港地域開発出資特別会計				
		就農支援資金貸付事業等特別会計				
		沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計				
		林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計				
		道営住宅事業特別会計				
		住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計				
公営事業会計	公営事業会計に属する特別会計	国民健康保険事業特別会計				
		地方競馬特別会計				
公営企業会計	公営企業に係る会計 (地方公営企業法適用)	公共下水道事業会計				
		流域下水道事業会計				
		電気事業会計				
		工業用水道事業会計				
		病院事業会計				
一部事務組合	石狩東部広域水道企業団					
	石狩西部広域水道企業団					
	苫小牧港管理組合					
	石狩湾新港管理組合					
地方公社・第三セクター等	北海道土地開発公社					
	(公財) 北海道中小企業総合支援センター					
	(公財) 北海道農業公社					
	道南いさりび鉄道 (株)					
	(公社) 北海道私学振興基金協会					
	北海道信用保証協会					
	(一財) 北海道勤労者信用基金協会					
北海道住宅供給公社						

注 資金不足比率は、各会計ごとに算出することとされている。

2 令和3年度健全化判断比率の算定（イメージ図）

（単位：百万円）

(1) 実質赤字比率（実質赤字比率は算定されず、実質黒字比率2.35%）

32,972		}	1,398,415
実質黒字額【分子】			標準財政規模（A）【分母】
*実質赤字額は生じていない			

(2) 連結実質赤字比率（連結実質赤字比率は算定されず、連結実質黒字比率3.66%）

51,300		}	1,398,415
連結実質黒字額【分子】			（A）【分母】
*連結実質赤字額は生じていない			

(3) 実質公債費比率（単年度 18.52597%）

$$\left[\frac{219,954}{1,187,278} \times 100 = 18.52597 \right]$$

元利償還金（B）	準元利償還金（C）	
229,138	201,953	431,091
基準財政需要額算入額（D）		
211,137		
	（B） + （C） - （D）	【分子】
	219,954	
		（A）
	1,398,415	
（D）		
211,137		
	（A） - （D）	【分母】
	1,187,278	

(4) 将来負担比率（304.0%）

$$\left[\frac{3,609,650}{1,187,278} \times 100 = 304.0 \right]$$

	将来負担額（E）	
	6,623,609	
	充当可能財源等（F）	
	3,013,959	
	（E） - （F）	【分子】
	3,609,650	
	（A）	
	1,398,415	
（D）		
211,137		
	（A） - （D）	【分母】
	1,187,278	

3 令和2年度決算に基づく各都道府県の健全化判断比率及び資金不足比率の状況

(単位：%)

区分	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	比率	順位	比率	順位	比率	順位	比率	順位
北海道	元	—	—	—	20.7	47	326.9	46
	2	—	—	—	19.6	47	325.6	46
健全化判断比率	青森県	—	—	—	12.3	32	95.8	3
	岩手県	—	—	—	13.7	41	221.5	38
	宮城県	—	—	—	12.0	31	159.1	14
	秋田県	—	—	—	13.8	43	251.7	42
	山形県	—	—	—	11.9	30	235.0	39
	福島県	—	—	—	7.7	6	119.7	7
	茨城県	—	—	—	9.5	13	196.9	27
	栃木県	—	—	—	9.7	15	109.1	6
	群馬県	—	—	—	10.0	19	166.6	16
	埼玉県	—	—	—	10.9	25	181.1	21
	千葉県	—	—	—	8.6	10	135.6	10
	東京都	—	—	—	1.4	1	24.2	1
	神奈川県	—	—	—	9.8	16	104.8	5
	新潟県	—	—	—	17.2	46	324.1	45
	富山県	—	—	—	13.3	38	247.2	40
	石川県	—	—	—	12.7	35	213.9	35
	福井県	—	—	—	12.5	33	166.3	15
	山梨県	—	—	—	12.5	33	204.8	32
	長野県	—	—	—	9.8	16	173.1	18
	岐阜県	—	—	—	5.9	3	217.7	37
	静岡県	—	—	—	13.5	39	248.7	41
	愛知県	—	—	—	13.6	40	185.6	22
	三重県	—	—	—	12.7	35	187.6	23
	滋賀県	—	—	—	10.5	21	201.7	30
	京都府	—	—	—	15.5	45	294.0	44
	大阪府	—	—	—	13.7	41	153.4	13
	兵庫県	—	—	—	14.7	44	337.3	47
	奈良県	—	—	—	8.5	9	137.4	11
	和歌山県	—	—	—	7.6	5	204.5	31
	鳥取県	—	—	—	10.3	20	134.6	9
	島根県	—	—	—	5.5	2	176.8	20
	岡山県	—	—	—	11.3	26	192.9	25
広島県	—	—	—	13.1	37	215.7	36	
山口県	—	—	—	8.7	12	200.7	29	
徳島県	—	—	—	11.3	26	172.8	17	
香川県	—	—	—	9.5	13	197.6	28	
愛媛県	—	—	—	9.9	18	143.4	12	
高知県	—	—	—	10.6	22	187.9	24	
福岡県	—	—	—	11.5	28	262.5	43	
佐賀県	—	—	—	8.4	8	120.1	8	
長崎県	—	—	—	10.8	24	193.2	26	
熊本県	—	—	—	7.7	6	210.9	33	
大分県	—	—	—	8.6	10	174.1	19	
宮崎県	—	—	—	10.6	22	103.6	4	
鹿児島県	—	—	—	11.5	28	212.1	34	
沖縄県	—	—	—	7.3	4	41.5	2	
(令和2年度加重平均)		—	—	—	10.2	—	171.3	—

注 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、全都道府県で赤字が生じておらず算定されないため、「—」と表示した。

(単位：%)

区分	公営企業会計名		資金不足比率	区分	公営企業会計名		資金不足比率
資金不足比率	北海道	公共下水道事業会計	—	山形県	病院事業会計		14.1
		流域下水道事業会計	—	新潟県	工業用地造成事業会計		7.8
		電気事業会計	—				
		工業用水道事業会計	—				
		病院事業会計	—				

注 北海道の各公営企業会計は、資金不足額が生じておらず算定されないため、「—」と表示した。北海道以外の都府県については、算定されている公営企業会計を記載した。

